

四街道市一般競争入札公告共通事項（電子入札用）

制 定：平成19年6月1日

最終改正：令和元年7月1日

1. 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 発注工種について、四街道市入札参加資格者名簿に登録されている者。
- (2) 四街道市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置を発注工事ごとに行う入札公告（以下「入札公告」という。）の公告日から入札日までの期間、受けていない者。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定のほか、次の各号に該当しない者。
 - ア) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は調達案件の入札日前6ヶ月以内に手形、小切手の不渡りを出した者。
 - イ) 会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更正手続開始決定がされていない者。
 - ウ) 民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 発注工事を管理し得る主任技術者を配置できること。ただし、主任技術者は、入札参加者と直接的かつ恒常的雇用関係を有する者でなければならない。

2. 入札参加資格申請書及び設計図書等に関する事項

- (1) 入札参加資格審査申請書の入手

入札公告に示す配付期間に、ちば電子調達システムの入札情報サービス（以下「入札情報サービス」という。）または四街道市ホームページ（以下「ホームページ」という。）よりダウンロードすること。
- (2) 設計図書等の入手
 - ア) 原則として、入札公告に示す配付期間に、入札情報サービスよりダウンロードにより入手すること。

なお、設計図書等の電子データの容量が多く、入札情報サービスでの配布が困難な場合は、入札情報サービスとホームページを併用して設計図書等を配布する。
 - イ) 窓口配付を行う場合は、入札公告に示す配付期間（午前9時から午後5時まで（閉庁日及び正午から午後1時までを除く。））に、入札公告で示す場所及び方法で入手

すること。

(3) 設計図書等の閲覧

ア) 設計図書等（工事図面については抜粋する場合がある。）については、入札公告に示す閲覧期間、入札情報サービスまたはホームページよりダウンロードにより閲覧することができる。

イ) 設計図書等の全部については、入札公告に示す閲覧期間（午前9時から午後5時まで（閉庁日及び正午から午後1時までを除く。））に、入札公告に示す場所及び方法で閲覧することができる。

(4) 設計図書の質問及び回答

ア) 設計図書等に対する質問は、入札情報サービスよりダウンロードした質問回答書により、入札公告の質問締切日時までに入札執行課にメールで送付すること。

ただし、入札公告にメールによる提出以外を認めた場合は、この限りではない。

イ) 設計図書等に対する回答は、入札情報サービス又はホームページにおいて、入札公告の質問回答期限までに回答を公表するものとする。

ただし、入札公告において上記以外の方法による公表を認めた場合はこの限りではない。

3. 入札参加資格に関する事項

(1) 入札参加資格申請方法

ア) 入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認審査申請書及び一般競争入札参加資格確認資料をちば電子調達システムの電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）の添付機能を利用し、電子入札システムにより申請し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、入札参加資格の事後審査型については、一般競争入札参加申請書（事後審査型）を電子入札システムの添付機能を利用し、電子入札システムにより申請するものとする。

イ) 電子入札システムによりがたい者は、四街道市電子入札システム運用基準（以下「運用基準」という。）により持参にて提出し、入札参加資格の確認を受けることができる。

ウ) 提出した書類に関し、入札執行課から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(2) 入札参加資格の確認通知

ア) 入札参加資格審査申請者に対し、入札公告の入札参加資格確認審査の結果通知日までに電子入札システムにより確認結果を通知する。

ただし、入札参加資格の事後審査型については、入札参加資格の基本的事項を確認した結果であり、全ての資格要件を確認及び承認したものではない。

イ) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について説明を求めることができる。説明を求める場合は、入札参加資格の通知を送信された日から7日以内に入札執行課に

書面を持参しなければならない。

入札執行課は、説明を求められた日から7日以内に書面により回答する。

4. 入札書の提出に関する事項

(1) 入札の方法

ア) 電子入札システムにより入札書及び入札金額内訳書を入札公告の入札締切日時までに提出すること。

ただし、入札金額内訳書の添付が困難な場合は、運用基準による方法により提出することができる。

また、入札金額内訳書の添付を必要としない場合は、入札書を電子入札システムにより提出すること。

イ) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力又は記載すること。

(2) 入札金額内訳書

ア) 入札金額内訳書に記載する金額は、入札書の入札価格と対応させること。

提出された入札書と入札金額内訳書の合計金額とが異なる場合、入札を無効とする。

イ) 入札金額内訳書は、任意様式とする、市参考書式に準じてファイルで作成すること。

5. 入札書の無効

無効となる入札は、四街道市電子入札約款（以下「電子入札約款」という。）第6条各号に定めるとおりとする。

なお、入札参加資格を確認された者であっても、確認後、指名停止措置を受け入札時において指名停止期間中である者は、入札に参加できない。

6. 事後審査型による落札候補者の決定

(1) 事後審査型一般競争入札において、予定価格の範囲内で入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札候補者とし、以下低い価格で入札した者の順に次順位候補者とする。

(2) 開札の結果、落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者を対象に、電子入札システムにより電子くじを実施して落札候補者

を決定するものとする。

7. 事後審査型による落札候補者の資格確認及び落札決定

- (1) 落札候補者となった者は、事後審査に係る一般競争入札参加資格確認申請書（事後審査型）及びその内容を確認できる書類等を開札の日から2日以内（閉庁日を除く）に入札執行課まで持参により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (2) 落札候補者が提出期限までに前号に定める書類を提出しないとき又は入札参加資格を有しない者であることを確認したときは、当該候補者がした入札を無効とし、次順位候補者に申請書の提出を指示する。
- (3) 入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、その理由について説明を求めることができる。説明を求める場合は、入札参加資格の通知を受けた日から7日以内に入札執行課に書面を持参しなければならない。

入札執行課は、説明を求められた日から7日以内に書面により回答する。

- (4) 落札候補者の入札参加資格を有する者であることを確認した場合は、当該候補者を落札者と決定する。ただし、調査基準価格を設定した入札において、当該落札者となる者が、調査基準価格を下回る入札をした場合は、8の低入札価格調査後に落札者として決定する。
- (5) 落札者を決定した場合は、すでに確認した者を除き、その他の候補者の資格確認は行わない。

8. 調査基準価格

調査基準価格を設定した入札において、調査基準価格を下回る入札をした者は、入札執行課より調査票の提出を指示する。指示を受けた者は、「低入札価格調査について」を参照の上、「低入札価格調査票」（市指定様式）を作成し、開札日の翌日から6日以内に入札執行課へ提出すること。また、後日する事情聴取にも協力すること。

*「低入札価格調査について」と「低入札価格調査票」は、ホームページの「入札・契約」・「入札・契約関係書式」よりダウンロードすること。

9. 異議申立て

入札した者は、入札後、設計図書等及び契約条項について不明を理由として異議を申し立てすることができない。

10. その他

- (1) 入札参加者は、公告及び関係書類を熟読し、入札に参加すること。
- (2) 資格確認資料作成説明会及び現場説明会は、実施しない。ホームページの「入札・契約関係書式」の「現場説明書」を確認すること。
- (3) 提出された資格確認資料は、返却しない。

なお、公表し、また無断で使用することはしない。

- (4) 契約書、契約約款、電子入札約款及び運用基準等の入札・契約に係る関係書類をホームページより確認し、入札に参加すること。
- (5) 工期は事情により変更することがある。
- (6) 技術者の専任配置を必要とする入札において、落札者は資格確認資料に記載した配置予定の技術者を当該工事現場に専任配置すること。

ただし、やむを得ない特別な理由（病気、死亡及び退職等）により変更する場合は、当該技術者と同等以上の資格及び経験を有する者を専任すること。

この共通事項の規定は、平成26年1月31日から施行する。

ただし、平成26年3月31日までに完了する工事については、なお従前の例による。

附 則

この共通事項は、令和元年7月1日から施行し、同日以後に入札公告をし、かつ、令和元年10月1日以後にその履行期限が到来する契約に適用する。